

## 瀬戸内海の環境の保全に関する府県計画に関する関係府県の取組について

平成18年12月5日  
環境省 水・大気環境局  
水環境課 閉鎖性海域対策室

### 府県計画の位置づけ

- 瀬戸内海環境保全基本計画に基づき関係府県知事が策定する法定計画。  
(関係府県: 京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、大分県)
- 平成12年12月の基本計画変更を踏まえ、平成14年7月に現府県計画を策定。

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和48・10・2) (法律110) (抄)

第3条 政府は、瀬戸内海が、わが国のみならず世界においても比類のない美しさを誇る景勝地として、また、国民にとつて貴重な漁業資源の宝庫として、その恵沢を国民がひとしく享受し、後代の国民に継承すべきものであることにかんがみ、瀬戸内海の環境の保全上有効な施策の実施を推進するため、瀬戸内海の水質の保全、自然景観の保全等に関し、瀬戸内海の環境の保全に関する基本となるべき計画(以下この章において「基本計画」という。)を策定しなければならない。

(中略)

第4条 関係府県知事は、基本計画に基づき、当該府県の区域において瀬戸内海の環境の保全に関し実施すべき施策について、瀬戸内海の環境の保全に関する府県計画(以下この章において「府県計画」という。)を定めるものとする。

(後略)

## 基本計画の構成

- 第3 目標達成のための基本的な施策
  - 1 水質汚濁の防止
    - 窒素・燐の総量規制
    - 有害化学物質等の規制及び把握等
  - 2 自然景観の保全
  - 3 浅海域の保全等
  - 4 海砂利採取に当たっての環境保全に対する配慮
  - 5 埋立てに当たっての環境保全に対する配慮
  - 6 廃棄物の処理施設の整備及び処分地の確保
  - 7 健全な水循環機能の維持・回復
  - 8 失われた良好な環境の回復
  - 9 島しょ部の環境の保全
  - 10 下水道等の整備の促進
  - 11 海底及び河床の汚泥の除去等
  - 12 水質等の監視測定
  - 13 環境保全に関する調査研究及び技術の開発等
  - 14 環境保全思想の普及及び住民参加の推進
  - 15 環境教育・環境学習の推進
  - 16 情報提供、広報の充実
  - 17 広域的な連携の強化等
  - 18 海外の閉鎖性海域との連携
  - 19 国の援助措置

アンダーラインはH12年の主な追加内容

### 1. 水質汚濁の防止

#### 1. 公害防止協定の締結(関係府県)

- 環境法令による規制等を補完し、地域の実情に即した生活環境保全対策を執行する上で、有効な手段として、行政(地方公共団体)と企業または住民代表と企業が環境保全協定を締結。

広島県の協定の概要(例)：

協定の理念、協定締結の基本、公害防止に関する相互協力、排出状況の測定、産業廃棄物の適正処理、環境保全等、事故時の措置、協定違反の措置、施設の管理等、無過失責任、関連企業に対する責務、気象条件の観測等、報告、調査及び公表、公害関係施設の変更等の協議、環境基準達成のための措置、覚書の交換、疑義事項等の協議

について、規定している。

### 1. 水質汚濁の防止

## 2. 赤潮被害の未然防止(大分県)

- 水産試験場及び振興局が赤潮多発期におけるプランクトンの発生状況と海況の変動を調査・把握し、その情報を漁協及び漁業者等へ伝達している。
- 赤潮については臼杵市及び佐伯市、貝毒については杵築市及び佐伯市をモデル地区とし、漁業関係者を監視員とするモニタリング体制を構築するとともに、観測機器等の整備を行い、有害プランクトンの監視体制を強化している。
- 周防灘海域においては、福岡県及び山口県と共同で、二枚貝に被害を及ぼすヘテロカプサ・サーキュラリスカーマの発生状況を調査している。



有害プランクトン監視員の研修

### 1. 水質汚濁の防止

## 3. 自然を活用した水質改善方策(兵庫県)

- 典型的な富栄養化海域である阪神臨海部において、ヘドロが蓄積した海底を良質のものに再生し、水質改善を図る。
- 「人工藻場・干潟からの海藻等の回収とバイオマス有効利用方法の開発」のため、アオサ、ワカメ等の回収、及びそれらを用いたメタン発酵技術を確立し、それによって得たバイオマスエネルギーを有効利用する。



## 2. 自然景観の保全

### 4. 条例に基づく自然環境保全のための指導等(福岡県)

- 3ha以上の開発行為に当たっては、事業者に「福岡県環境保全に関する条例」に基づき自然環境の破壊の防止及び植樹等による自然の回復策について指導を実施している。

#### 届出対象の開発行為

3ha以上の次の行為

- ・宅地の造成
- ・水面の埋立
- ・土砂の採取
- ・鉱物の掘採
- ・ゴルフ場の造成
- ・スポーツ・レクリエーション施設用地の造成
- ・墓園の造成

#### 事業者が行う評価項目

- ・重要な地形・地質
- ・植物に係る重要な種及び群落
- ・動物に係る重要な種及び注目すべき生息地
- ・主要な眺望景観等
- ・人と自然との触れ合い活動の場



県は評価が適切であるか審査し、必要に応じて事業者を指導する。

## 2. 自然景観の保全

### 5. 清掃船を活用した浮遊ごみの回収(大分県)

- 大分県では「(社)別府湾をきれいにする会」に対して清掃船を貸し付け、同会は県・沿岸市町からの負担金や企業からの会費等を活動費として、別府湾を中心とする海域の浮遊ごみ等の回収のほか啓発活動として体験乗船等を実施している。



浮遊ごみ



清掃船「清海」



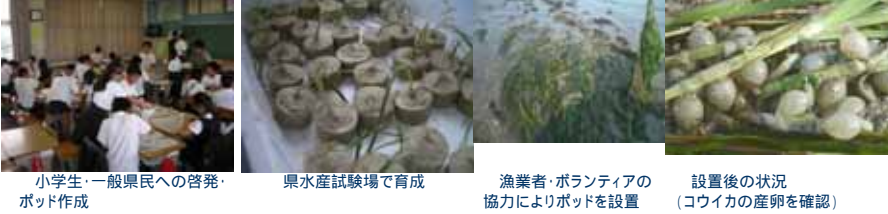
小学生の体験乗船

### 3. 浅海域の保全等

## 6. 藻場づくり活動推進事業(愛媛県)

- 干潟等において、県中予水産試験場が中心となり、漁業者をはじめ小学生、一般県民の参加を得て、アマモ、ガラメ、アラメ等藻場の造成や、啓発活動を行う。

#### アマモ場作り



#### アカモク藻場作り



### 4. 海砂利採取に当たっての環境保全に対する配慮

## 7. 海域における海砂利採取の規制及び禁止(岡山県)

- 港湾区域、漁港区域を除く海域、いわゆる普通海域について、県条例等を制定して海砂利採取や海域占用を規制しているが、販売目的の海砂利採取については、昭和55年度から減量計画を策定し削減に努め、平成15年度より全面禁止とした。

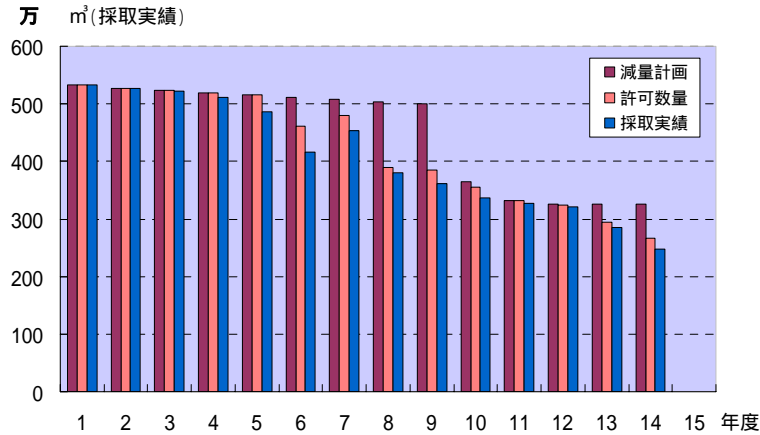
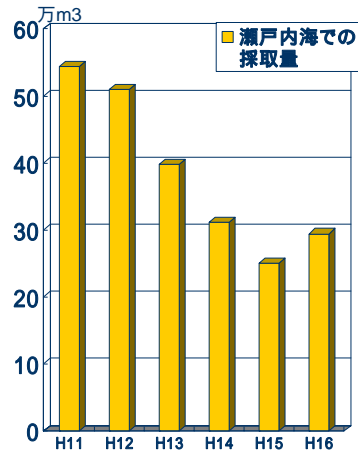


図 海砂利採取量の推移(岡山県)

#### 4. 海砂利採取に当たっての環境保全に対する配慮

### 8. 海砂利採取の許可状況(山口県)

- 山口県では、「一般海域の利用に関する条例」に基づき事実上響灘海域に限定して海砂利採取を許可している。
- 土砂の採取が漁業に大きな影響を与える海域等を採取禁止海域として定めている。
- 1業者1許可区域に制限するとともに、許可量は1許可区域につき1ヶ月5万m<sup>3</sup>、1業者につき年間60万m<sup>3</sup>以内としている。  
また、年間210万m<sup>3</sup>を上限とする総量規制を実施している。

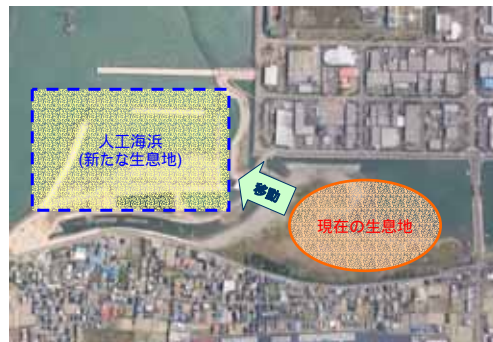


#### 5. 埋立てに当たっての環境保全に対する配慮

### 9. 埋立に当たっての環境保全に対する配慮(徳島県) (マリンピア沖洲第二期事業の事例)

- 埋立地の存在に伴い消失する生息環境を代償するため、新たに人工海浜を整備し、昆虫の移動を行うこととした。新たな環境創造、現存する生息地の環境については、専門家の意見を聞きながら、整備・監視に努めている。

埋立に当たっての環境保全に対する配慮



## 6. 廃棄物の処理施設の整備及び処分地の確保

### 10. ごみ減量化の推進(岡山県)

● 「岡山県エコ製品」などの再生の使用促進や環境に優しい企業づくりをはじめ、汚泥・鉱さい等の排出抑制、資源化を図る「岡山県ごみゼロガイドライン」の策定、産業廃棄物(循環資源)をインターネットで斡旋する「循環資源マッチングシステム」の整備など資源の有効利用を推進している。



おかやま・もったいない推進大会

● また、「おかやま・もったいない運動」「マイバッグ持参運動」、「おかやまクリーンアップ運動」など3R推進県民運動を展開しているほか、「エコフェスタおかやま」の開催、テレビ、ラジオ、新聞等を活用した普及啓発活動を実施するなどごみ減量化を推進している。



エコフェスタ2006

## 7. 健全な水循環機能の維持・回復

### 11. 築いそ事業(大阪府)

#### 【事業目的】

自然石の投入による小規模漁場の造成

#### 【事業内容】

魚類等の増殖を図るための投石事業(自然石の沈設)に対して補助を実施

#### 【事業主体】

漁業協同組合(府単独)

【実施箇所】 岬町

【事業年度】 昭和57年度～



投石量(単位: m<sup>3</sup>)

	H15	H16	H17
	489	489	500

7. 健全な水循環機能の維持・回復

12. 水の循環利用(香川県)

- 水の循環利用を促進するため、雑用水利用促進指導要綱を平成10年度に制定して、延べ面積1万㎡以上の新築等の建築物に対する雑用水利用施設の設置(トイレ洗浄水利用)指導を行うなど大型建物への雑用水の利用促進を図っている。雑用水利用施設を設置した建物設置者に右上の写真のプレートを贈呈



平成10年度～ 14件(右下の表)

- 雑用水利用施設設置者に補助制度を設ける市町に対しトイレ洗浄水利用施設分の補助を行い、家庭や事業所への雑用水利用の促進支援を行っている。

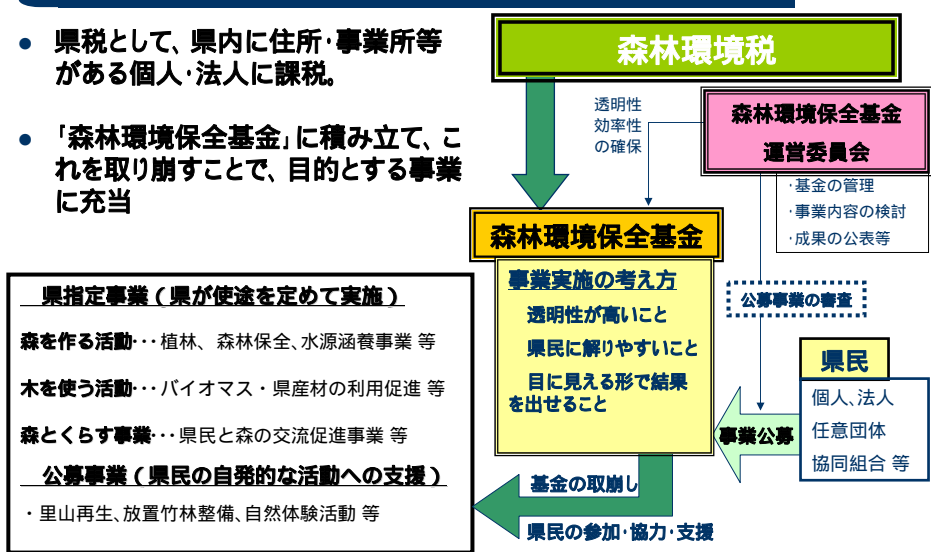
年度	11	12	13	14	15	16	17	18
件数	2	1	1	1	2	4	2	1

(平成14年度～平成18年度 9件)

7. 健全な水循環機能の維持・回復

13. 森林環境税の導入(愛媛県)

- 県税として、県内に住所・事業所等がある個人・法人に課税。
- 「森林環境保全基金」に積み立て、これを取り崩すことで、目的とする事業に充当





## 8. 失われた良好な環境の回復

### 14. 藻場・干潟の保全事例(香川県)

- アマモ場の造成技術を開発するため、播種による造成試験を実施するとともに、藻場の水産資源培養に対する効果を把握。(藻場造成技術開発試験事業)
- アマモ場造成の早期事業化をめざして、アマモの生育条件や造成適地等の調査を実施。(水産基盤整備調査)
- 藻場の積極的な造成を推進するため、ガラモの着生基質となる構造物等を設置。(水産資源環境整備事業、水産物供給基盤整備事業等)

ガラモ場造成事業実績  
(平成17年度 水産基盤整備事業)

場 所	事業費 (千円)	造成面積 (ha)
東かがわ市横内地先	98,000	1.72
小豆郡小豆島町坂手地先	100,000	1.58
高松市庵治町篠尾地先	46,000	0.63
三豊市詫間町粟島地先	49,000	0.73
仲多度郡多度津町地先	42,000	0.73
観音寺市柞田町地先	48,000	0.53
高松市女木町地先	48,000	0.7
さぬき市津田町地先	98,000	0.98
丸亀市本島地先	50,900	0.73
高松市神在地先	47,000	0.44
合 計	626,900	8.77

## 9. 島しょ部の環境の保全

### 15. さぬき瀬戸塾の取組(香川県)

(目的)

島しょ部の活性化を図るため、島づくりリーダーの養成とそのネットワークの構築を図る。

(対象者)

島しょ部の住民や島づくりに意欲をもっている方を対象に開催

(取組内容)

島ならではの自然や風土、特産品や郷土料理などを県内外に紹介し、島おこしに繋げる活動の一環として、海ホテルの紹介(粟島)、ケナフ栽培・ケナフ工房(直島)などの活動を実施してきた。



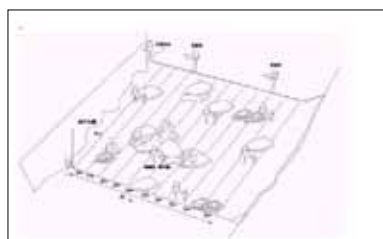
事業実施期間	平成13～16年度
参加人員	延べ82名
運営主体	香川県(平成17年度以降は塾生による自主運営)

### 13. 環境保全に関する調査研究及び技術の開発等

## 16. 海洋生物等モニタリング調査(広島県)

- 海岸等の生物分布など生態系の面から海域環境を的確に把握し、環境保全・創造施策の検討実施に活用するため、廿日市市宮島町で3地点を選定し、年4回の調査を実施した。

調査方法:調査は、海岸の一定区画について、調査対象生物の個体数などを数える方法で行った。潮間帯における調査対象生物は、イボニシ、ヒザラガイ、カラムツガイ、カメノテ、ホヤ類など。



### 13. 環境保全に関する調査研究及び技術の開発等

## 17. ひょうごの豊かな海と水産資源を開発する技術の開発(兵庫県)

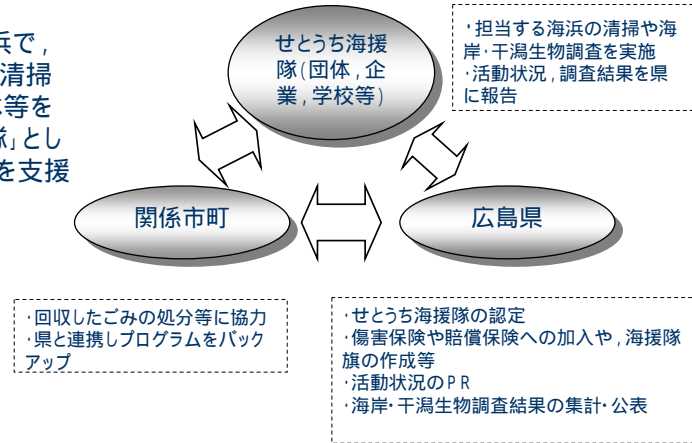
- 漁業環境の悪化に伴い、漁獲量、漁業生産額が減少傾向にあり、ノリの色落ち等の漁業被害の発生も相次いでいる。このため、水産資源の維持、増大のための技術や漁業被害防止技術などを開発することにより、瀬戸内海の実環境の保全・再生を図る。



14. 環境保全思想の普及及び住民参加の推進

18. 広島県せとうち海援隊支援事業(広島県)

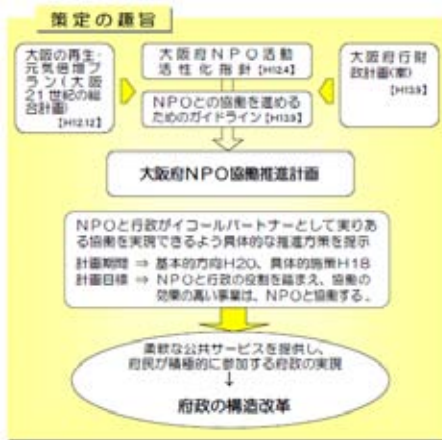
- 広島県内の海浜で、生物調査・海浜清掃に取り組む団体等を「せとうち海援隊」として認定し、活動を支援する。



14. 環境保全思想の普及及び住民参加の推進

19. NPOとの協働の推進(大阪府)

「大阪府NPO協働推進計画」(平成16年4月策定)



【施策展開】

- 協働事業の推進
- 政策立案段階からの協働の推進
- 協働事業の評価システムの構築
- 職員の意識改革の促進
- NPOの質的向上の支援

#### 14. 環境保全思想の普及及び住民参加の推進

### 20. 漁業者の森づくりの推進(兵庫県)

- 漁業者自らが森林で植樹を行う「漁業者の森づくり」を漁業者全体の運動として盛り上げるとともに、県民に幅広く漁場環境の保全への理解と協力を得ることを目的に実施。

1. 漁業者の森づくり検討会の開催
2. 流域自然環境に関する調査
3. 流域住民への普及啓発活動
4. 植樹・保育ボランティア活動に対する支援



#### 14. 環境保全思想の普及及び住民参加の推進

### 21. わかやま環境保全活動普及啓発事業(和歌山県)

- 瀬戸内海環境保全月間に街頭啓発実施

和歌山市内及び県立各保健所管内の駅前やスーパー店頭で、水質汚濁防止のための台所用水切りネットを配付し、瀬戸内海を含む本県水域の水質保全普及啓発活動を行っている。

このネットは、たわし、ほうきなど家庭用品の特産地でもある県内海南・海草地方の産品で、本県にふさわしい環境保全活動啓発物品である。なお、対象地域の街頭キャンペーンには、「瀬戸内海環境保全月間」名入りのたすきを使用している。



啓発グッズ  
マスコットのリスは、本県の  
環境保全イメージキャラクター

## 15. 環境教育・環境学習の推進

### 22. 環境教育・環境学習の推進(大阪府)

#### 海と自然の環境学習

海をフィールドとした自然体験を通じて大阪湾への関心を高めてもらうとともに、海域の環境保全の重要性に気づいてもらうことを目的に実施

##### 「夏休み海の教室」

小中学生を対象に、海洋観測船による海洋調査、稚魚放流、地曳網等を体験学習



夏休み海の教室

##### 「なぎさの楽校」

長松自然海浜保全地区において、小中学生を対象に、波打ち際の岩場に生息する海洋生物等の観察会を実施



なぎさの楽校

## 15. 環境教育・環境学習の推進

### 23. 環境教育・環境学習の推進(奈良県)

- 大和川流域住民に対し水質浄化に関する意識向上を促すために「万葉の清流ルネッサンスキャンペーン」を実施する。
- 地域住民等による河川美化活動に対する支援を行う。



リバーウォッチング(水生生物観察)



環境学習「川の教室」

- 奈良県環境県民フォーラムを中心に、行政、関係団体、企業が連携・協力した環境教育・環境学習を推進する。

## 15. 環境教育・環境学習の推進

### 24. 環境教育・環境学習推進の取組(山口県)

- 県民、民間団体が各主体の目的に沿って、自発的に学習することを総合的に支援する拠点として、環境学習推進センターを開設した。
- 平成15年7月に制定された「環境保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」を踏まえ、「山口県環境学習基本方針」の改訂を行った。



## 16. 情報提供、広報の充実

### 25. インターネットによる公共用水域水質測定結果の公開(大阪府)

国土交通省近畿地方整備局、府内11市及び大阪府の13機関が協力し、昭和26年以降の水質等データを電子化したデータベースを構築、インターネット上で提供している。

生物化学的酸素要求量(BOD)やトリクロロエチレンなど90項目を対象

データベースの機能

- ・ グラフ表示(経年、経月、経日、散布図)
- ・ 検索(平均値等のデータ、基準超過地点)
- ・ データ表示、テキスト出力

また、月報時点のデータを「速報値」として早期にホームページで公開

[http://www.epcc.pref.osaka.jp/center\\_etc/water/kekka/index.html](http://www.epcc.pref.osaka.jp/center_etc/water/kekka/index.html)

